

公 営 住 宅 住 宅 入 居 者 募 集

別海町営住宅条例（平成9年条例第33号）第4条の規定に基づき別海町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成30年3月1日

1. 住宅の団地名、戸数、規格、家賃等

※ 当初家賃は収入及び家族構成等により決定されます。

団地名	規格	戸数	当初家賃 ※	所在地及び住宅番号
イーストタウン寿団地	2LDK	1	22,200円～43,700円	(別海142番地32) 15号棟 101号室
イーストタウン寿団地	3LDK	1	26,200円～51,400円	(別海142番地32) 12号棟 204号室
寿団地	2LDK	2	23,100円～46,600円	(別海寿町51番地6) 2号棟 2号室 6号棟 3号室
尾岱沼団地	2LDK	1	21,000円～41,200円	(尾岱沼潮見町71番地2) 3号棟 201号室
尾岱沼団地	3LDK	2	24,400円～47,900円	(尾岱沼潮見町71番地2) 2号棟 202号室 3号棟 202号室
西春別駅前団地	2LDK	1	17,100円～33,500円	(西春別駅前柏町7番地1) 2号棟 101号室
西春別駅前団地	3LDK	1	21,400円～42,000円	(西春別駅前柏町7番地1) 3号棟 202号室
西春別駅前柏団地	2LDK	1	22,200円～43,500円	(西春別駅前柏町2番地10) 7号棟 4号室

2. 入居申込受付の時期及び場所

- (1) 受付期間 平成30年3月1日～平成30年3月15日（入居可能日 平成30年4月1日）
 (2) 受付場所 別海町役場建設水道部建築住宅課または各支所

3. 入居資格

別海町営住宅に入居するには次の条件を備えた方でなければなりません。

- (1) 町内に住所または勤務先がある方
 (2) 現に住宅に困窮している方
 (3) 公営住宅法による収入月額基準（※）に該当している方

区 分	※ 収入月額基準
一般世帯	158,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下
① 60歳以上の世帯（同居者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯） ② 小学校就学前の子どもがいる世帯 ③ 障害者世帯 など	

※認定収入月額の詳しい算定方法は、別紙「認定収入月額算定方法」参照してください。

⇒参考：年間所得の上限 世帯主・妻・子ども2人（小学生以上）の4人家族 3,036,000円
 世帯主・妻の2人家族 2,276,000円

※70歳以上の方が世帯にいる場合や、母子家庭・父子家庭等の場合は、控除額が増えるため上限が引き上げられます。

- (4) 町税等を滞納していない方
- (5) 原則として入居前に決定家賃の3ヶ月分を敷金として支払える方
- (6) 単身入居の場合、「本人の年齢が60歳以上」、「生活保護を受けている」、「障害者手帳や療育手帳を所持している」などの要件に該当する方
- (7) 本人及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

4. 入居申込の方法

住宅の入居申込をしようとする方は、入居申込受付期間中に「町営住宅入居申込書」に所定事項を記入し、下記書類を添えて申し込んで下さい。

- (1) 申込者及び同居しようとする世帯員全員の**本籍地の記載された住民票**
- (2) 住所が町外の場合、町内に勤務先を有する証明書（雇用証明書等）
- (3) 申込者と同居しようとする方が事実上婚姻関係と同様な事情にある方または、婚姻予定である場合には成年者2人以上のその事実を証する書類（婚姻予約証明書）
- (4) 申込者及び同居しようとする世帯員の収入状況が確認できる書類（**所得課税証明書及び源泉徴収票**）
- (5) 申込者及び同居しようとする世帯員に町税等の滞納がないことを証明する書類（**町税完納証明書**）

5. 入居者選考の概要

- (1) 選考は入居者選考委員会に諮り、住宅の困窮度合が高い方から選考します。
- (2) 住宅の困窮度合が同一で順位の決めがたい方については、公開抽選による場合があります。

6. その他

- (1) ペットの飼育はできません。
- (2) 寿団地と西春別駅前柏団地はオール電化住宅のためコンロ、ストーブが設置されていますがその他の住宅にはガスコンロや石油ストーブは設置されていないので、ご自身で準備していただくことになります。